

事務連絡

令和4年1月24日

各都道府県 総務部御中（業務継続担当課・市区町村担当課扱い）

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
総務省自治行政局市町村課
総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室
総務省自治行政局公務員部公務員課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた地方公共団体の
機能維持及び必要な業務継続に関する緊急点検等の調査について（依頼）

各都道府県におかれては、全庁を挙げて、新型コロナウイルス感染症対策に取り組まれていることに感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた地方公共団体の機能維持及び必要な業務継続については、別添のとおり、緊急点検等について依頼させていただいたところです。

このことについて、別添でも予めお知らせしたとおり、貴都道府県及び貴都道府県内の市区町村における業務の区分及び体制確保に関する緊急点検結果について取りまとめの上、別紙回答様式により、2月9日（水）正午までに下記メールアドレスまで御回答くださるようお願いいたします。

なお、本件へのご回答については都道府県別の集計データとして公表する可能性がありますので、ご承知おきください。

（提出先）
総務省新型コロナウイルス感染症対策等
地方連携推進室
担当：茂原、酒川
TEL：03-5253-5523
Mail：chisei@soumu.go.jp

閣 副 第 50 号
総 行 市 第 7 号
総 行 政 第 9 号
総 行 公 第 5 号
令和4年1月14日

各都道府県知事 殿
(総務部扱い)

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長
総 務 省 自 治 行 政 局 長
総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携総括官
総 務 省 自 治 行 政 局 公 務 員 部 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた地方公共団体の
機能維持及び必要な業務継続に関する緊急点検等について

各都道府県におかれましては、全庁をあげて、新型コロナウイルス感染症対策
に取り組まれていることに感謝を申し上げます。

今般、オミクロン株の急速な感染拡大が懸念される中で、感染拡大に更なる万
全を期す必要があります。

感染者数の増大に伴って、社会活動の維持の観点から、業務継続を確保するた
め、各府省においては、「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラ
イン」(平成26年3月31日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関
する関係省庁対策会議策定。「中央省庁業務継続ガイドライン」という。)を踏ま
え、業務継続計画に則った計画の着実な実行を進めているところです。

地方公共団体においては、住民の生命、財産等に直接関係する住民サービスを
提供しており、感染症発生時においても、住民の生命及び健康を保護するととも
に、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう取り組む必要があり
ます。

地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、
自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該区域において関係
機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有するとされています。

地方公共団体においては、感染症発生時における機能維持及び必要な業務継
続を図るため、中央省庁業務継続ガイドラインや他の地方公共団体の策定事例

等（別紙1及び2）を参考に、業務について優先順位を検討し、強化・拡充すべき業務及び継続すべき一般業務など感染症発生時に継続する業務（「発生時継続業務」という。）と、それ以外の縮小・中断する業務に区分した上で、発生時継続業務に必要な動員等、組織全体として必要な業務体制の確保を図る必要があります。

つきましては、地方公共団体において、この趣旨に沿って、業務の区分及び体制確保に関する点検を緊急に実施し、その結果を踏まえ、適切に対応して頂くようお願いいたします。

特に、身近な住民サービスを広く担う市町村において発生時継続業務が多いことから、都道府県において、市町村に周知を図るとともに、市町村の取組みを支援頂くようお願いいたします。

なお、今後、点検結果については、調査を実施する予定であり、詳細については、おってご連絡いたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

西川企画官

電話：03-6257-3085（直通）

Mail yoshihiro.nishikawa.e9r@cas.go.jp

総務省自治行政局市町村課

田頭課長補佐

電話：03-5253-5516（直通）

Mail shichousonka01@soumu.go.jp

総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室

石切山理事官

電話：03-5253-5523（直通）

Mail chisei@soumu.go.jp

総務省自治行政局公務員部公務員課

江口理事官

電話：03-5253-5542（直通）

Mail koumuinka-chosa@soumu.go.jp

1 新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku.html>

2 業務区分を行っている地方公共団体の業務継続計画（感染症対応）の策定事例

○石川県 新型インフルエンザ等対策業務継続計画

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gyoukaku/index.html>

○大船渡市 業務継続計画 新型コロナウイルス感染症対応版

<https://www.city.ofunato.iwate.jp/site/corona/14165.html>

○市原市 業務継続計画【感染症対策編】

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=61e0e34f99f4f835527f7a0b>

○臼杵市 新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画

<https://www.city.usuki.oita.jp/article/2020050100022/>

○酒々井町 新型コロナウイルス対策業務継続計画（BCP）

<https://www.town.shisui.chiba.jp/docs/2020041700019/>

表4 発生時における業務の仕分けの考え方

		業務の性格	発生時の体制(例)	稼働人員
発生時継続業務	強化・拡充業務	<ul style="list-style-type: none"> 政府行動計画や新型インフルエンザ等対策ガイドラインで取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により、新たに業務が生じ又は業務量が増加するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生時から、状況に応じ体制を維持、強化 縮小・中断業務から人員補充 	<p>【増加】</p> <p>通常人数から出勤不可能人数を減じ、縮小・中断業務からの補充人数を加える。</p>
	一般継続業務	<ul style="list-style-type: none"> 最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、業務量を大幅に縮小することが困難なもの 発生時継続業務を継続するための環境を維持するための業務 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生時から、状況に応じ体制を維持 必要に応じて、縮小・中断業務から人員補充 可能な範囲で在宅勤務や自宅近くの出先機関での勤務を活用 	<p>【若干減少】</p> <p>通常人数から出勤不可能人数を減じ、縮小・中断業務からの補充人数を加える。</p>
発生時継続業務以外の業務(縮小・中断業務)		<ul style="list-style-type: none"> 中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務 <p>※施策の実施が遅れることにより国民生活や経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の大幅な縮小又は中断がやむを得ないもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生時以降状況に応じ業務縮小を開始し、強化・拡充業務へ人員を補充 必要に応じて、スプリットチームを活用 可能な範囲で在宅勤務や自宅近くの出先機関での勤務を活用 	<p>【大幅減少】</p> <p>通常人数から出勤不可能人数及び強化・拡充業務への補充人数を減じる。</p>